

## 低所得者・子育て世帯向け プレミアム付「カクニャン商品券」

### 取扱事業者 募集要項

志布志市商工会

#### 1. 目的

この要項は、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために実施するプレミアム付商品券事業において、志布志市プレミアム付商品券事業実施要綱第10条に基づき、商品券の取扱事業者を募集するにあたり必要な事項を定める。

#### 2. 低所得者・子育て世帯向け プレミアム付「カクニャン商品券」の概要

##### 2-1. 発行

志布志市

##### 2-2. 「カクニャン商品券」の購入対象者

###### 1) 平成31年度(2019年度)の住民税非課税者

ただし、住民税が課税されている者と生計を同じくする配偶者・扶養親族、生活保護を受給している者などは対象外。

###### 2) 3歳未満の子を育てている世帯主

平成28年(2016年)4月2日から令和元年(2019年)9月30日までに出生した子がいる世帯の世帯主。

##### 2-3. 「カクニャン商品券」購入引換券の受取り及び「カクニャン商品券」購入方法

###### 1) 条件該当の審査後、購入対象者へ「カクニャン商品券」を購入するための引換券が郵送される。

###### 2) 引換期間中に、市役所福祉課窓口で引換券を提示して、「カクニャン商品券」を購入する。

##### 2-4. 「カクニャン商品券」の引換期間

令和元年9月1日から令和2年3月31日とする。

##### 2-5. 「カクニャン商品券」の購入限度額

###### 1) 住民税非課税者

対象者1人につき2万円まで(商品券2万5千円分)。

###### 2) 3歳未満の子を育てている世帯主

対象者1人につき2万円まで(商品券2万5千円分)。

###### 3) 額面500円の商品券10枚綴りを1セットとして合計5,000円分を4,000円で5回に分けて購入できる。

##### 2-6. 「カクニャン商品券」の有効期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日とする。

## 2-7. 「カクニャン商品券」の使用対象外となる物品又は役務

- 1) 不動産や金融商品
- 2) たばこ
- 3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 5) 国税，地方税や使用料などの公租公課

## 3. 取扱店の応募資格

志布志市内に店舗又は事務所を有する事業者で，下記に該当しない者

- 1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条各項に規定する営業を行っている事業者。
- 2) 特定の宗教・政治団体に関する事業者。
- 3) 公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者。
- 4) 役員等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう），暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう），または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者。

## 4. 取扱店申込方法および申込先

「プレミアム付『びろう商品券2019』および低所得者・子育て世帯向けプレミアム付『カクニャン商品券』取扱店登録申請書」（様式第1号）および「取扱店登録申請に伴う振込預金口座届出書」（別紙振込口座届出）に必要な事項を記入し，下記応募先へ持参または郵送するものとする。

様式第1号および別紙振込口座届出への押印は，法人にあつては代表者印を用いることを原則とするが，会社印の押印かつ当該店舗責任者の表記および責任者個人印の押印に変えることができる。

個人事業者にあつては、事業主個人印を押印する。

申込先

### ●志布志市商工会 志布志本所

〒899-7103 志布志市志布志町志布志 3225-5

電話 099-472-1108 Fax 099-472-0939

### ●志布志市商工会 松山支所

〒899-7601 志布志市松山町新橋 134 番地 1

電話 099-487-2143 Fax 099-487-2081

### ●志布志市商工会 有明支所

〒899-7402 志布志市有明町野井倉 1760 番地 1

電話 099-474-0024 Fax 099-474-2290

## 5. 取扱店申込期限

令和元年 8 月 26 日（月）

※期限を過ぎても随時申請できますが、加盟店一覧チラシに掲載できない場合がありますのでご了承ください。

## 6. 「カクニャン商品券」の取扱い

- 1) 「カクニャン商品券」の有効期間は、  
令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日とする。
- 2) 取扱事業者は、消費者が物品等を購入し、また、サービスの提供を受けようとする場合、商品券の受け取りを拒んではならない。
- 3) 取扱事業者は、持ち込まれたすべての商品券裏面の「商品券取扱店欄」に口座名義と同一の事業者名を必ず押印または記入する。個人事業者の場合は事業主個人印の押印でも差し支えないものとする。
- 4) 使用額が商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないものとする。不足分は現金等で受け取る。
- 5) 有効期間が過ぎた商品券、き損した商品券、既に使用済みの処理がされた商品券は受け取らない。
- 6) 商品券の紛失・盗難等に対し、志布志市ならびに志布志市商工会は、その責任を負わない。

## 7. 「カクニャン商品券」の換金

- 1) 換金申請期間は、令和元年 10 月 21 日（月）から令和 2 年 4 月 16 日（木）までとする。
- 2) 取扱事業者は、「低所得者・子育て世帯向け プレミアム付『カクニャン商品券』換金請求書」に必要事項を記入の上、利用済み商品券を添えて提出する。換金請求書への押印は、原則として「取扱店登録申請書」（様式第 1 号）および「取扱店登録申請に伴う振込預金口座届出書」（別紙振込口座届出）に押印した印鑑と同一のものをを用いることとするが、法人にあって様式第 1 号および振込預金口座届出書へ会社印の押印かつ当該店舗責任者の表記および責任者個人印を押印した場合、当該店舗責任者の表記かつ責任者個人印の押印に変えることができる。  
押印または記入のない商品券は換金に応じない。
- 3) 換金請求書の提出先は、  
令和 2 年 3 月 31 日までは志布志市商工会の本所ならびに支所とし、  
令和 2 年 4 月 1 日以降は志布志市役所本庁福祉課とする。
- 4) 窓口で受け取りを確認した後、「換金受付書」を受け取る。
- 5) 換金請求受付日は、原則以下のとおりとする。換金請求受付後、各取扱事業者の登録口座へ換金額を振り込む。

令和元年 10 月 21 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

志布志市商工会志布志本所 毎平日 午前 10 時から午後 3 時

志布志市商工会松山支所 毎週平日木曜 午前 10 時から午後 3 時  
志布志市商工会有明支所 毎週平日火曜 午前 10 時から午後 3 時

令和 2 年 4 月 1 日から 4 月 16 日まで

志布志市役所本庁福祉課 毎平日 午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分

## 8. 手数料

登録時，換金時ともに無料とする。

振込手数料は，志布志市の負担とする。

## 9. 注意事項

- 1) 商品券の交換，譲渡及び売買をしてはならない。
- 2) 換金目的での商品券の購入はしてはならない。
- 3) 商品券を自社商品の購買に使用してはならない。
- 4) 商品券を事業決済資金として使用してはならない。
- 5) 商品券の複製・偽造してはならない。
- 6) 取扱事業者が不正行為を行ったとみなされる場合は，取扱事業者の資格を取り消すとともに，商品券の換金に応じない。また，すでに換金済みの商品券についても全額返金を求める。

## 10. 問い合わせ先

○商品券の取扱店申込，換金請求手続きについて

志布志市商工会 志布志本所 ☎099-472-1108 (平日 9 : 00~17 : 00)

○カクニャン商品券の購入，その他全般について

志布志市役所 本庁 福祉課 ☎099-474-1111 (平日 8 : 30~17 : 15)